１．医療法人設立認可基準

(1)　名　称

県内に主たる事務所を有する既存の医療法人の名称と同一表記でないこと。

(2)　役員及び社員（評議員）の数

　ア　役員は、原則として理事３人以上、監事１人以上であること。

　イ　社団方式とする場合、社員は３人以上であること。

　ウ　財団方式とする場合、評議員を３人以上置くこと。

　エ　役員構成からみて、特定の営利法人によって経営が左右されるおそれがないこと。

 (3)　役員（理事、監事）の資格

　　ア　精神の機能の障害により役員の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。（医療法第４６条の５第５項）

　　イ　医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者でないこと。（医療法第４６条の５第５項）

　　ウ　イに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。（医療法第４６条の５第５項）

　　エ　医療法人の開設するすべての病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者は、原則として理事に加えること。

　　　　ただし、２以上の病院または診療所を開設する医療法人で、離島など法人の主たる事務所から遠隔地にある病院又は診療所の管理者は、理事に加えないことができるが、この場合は知事の認可が必要であること。（法第４６条の５第６項）

　　オ　監事については、理事又は医療法人の職員（当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者その他の職員を含む。）を兼ねる者でないこと。（法第４６条の５第８項）

(4)　理事長の資格

　　　原則として、医師又は歯科医師である理事のうちから選出すること。（法第４６条の６第１項）

 (5)　資産要件

　　ア　不動産

医療法人の土地、建物等は、法人が所有するものであることが望ましいが、賃貸借契約が長期間（概ね10年以上）にわたるもので、かつ、確実なものである場合には差し支えない。

　　　　また、土地、建物を拠出又は寄附する場合には、基本財産とすること。

　　イ　動産

　　　　医療用器械器具、什器備品、薬品衛生材料等が確保されていること。（借入も認める。）

　　ウ　運転資金

　　　　２ヶ月分以上の運転資金を有していること。

　　　　ただし、医師、歯科医師が常時１人又は２人勤務する診療所が医療法人を設立する場合には、要件としない。

　　オ　拠出にかかる負債の引継

　　　　拠出又は寄附する物件の購入等について発生したものであり、かつ、拠出又は寄附する物件の価額を超えないこと。

(6)　その他

　　ア　医療法人設立後、安定した経営が行えるものであること。（原則として１年以上の経営実績を有すること）

　　　　医師、歯科医師が常時１人又は２人勤務する診療所が医療法人を設立する場合は、原則として２００万円以上の拠出金又は寄附金があること。

　　イ　医療法人設立後、医療法等の関係法令を遵守できるものであること。

　　ウ　病院を開設する医療法人については、医療法施行規則第19条に規定する標準数を充足すること。

　　エ　介護老人保健施設又は介護医療院を開設する場合には、関係課との協議が整っているものであること。